

第15回津地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成22年7月5日(月)午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

津地方裁判所B館4階大会議室

3 出席者

【委員】

伊藤久美子委員, 太田とよ委員, 河北浩峰委員, 倉田謙文委員, 合田篤子委員,
長井理委員, 西澤博委員, 林道春委員, 村田健二委員, 渡部圭委員

(五十音順)

【事務担当者】

荻野刑事首席書記官, 田中民事首席書記官, 梶本事務局長, 村田事務局次長,
白井津檢察審査会事務局長, 鈴木総務課長, 小林総務課課長補佐

4 議事

(1) 開会あいさつ(津地裁 林道春所長), 委員紹介, 林道春委員の委員長選任,
村田健二委員の委員長代理指名

(2) 刑事部, 民事部, 事務局の各担当者からの基調説明(取り扱う事件の種類,
担当職務, 職員構成, 当該部等からの情報発信等)及び檢察審査会の概要DVD
視聴

(3) 津地裁庁舎内施設見学

(4) 意見交換(テーマ「身近な裁判所～もっと裁判所を知っていただくために～」)
の要旨

【○委員, ●裁判所】

○ 裁判所からの情報発信のツールとして, もっと裁判所のホームページを利
用・活用してはどうか。

- 裁判所に対する国民のニーズを把握するため、裁判所の利用者からアンケートを採ることも一方策ではないか。
- 利用者全般ではなく、利用された手続を絞った上でアンケートを実施することは、ニーズの把握として有意義なケースも十分あると考えられる。
- 裁判員制度の広報で親しみやすくなったとはいうものの、一般の方からしてみれば、裁判所というところはまだまだ縁のないところであり、できれば、敷居を跨ぎたくないという人が多いと思われる。一般的には、紛争やトラブルに巻き込まれた人が、助けを求めて、裁判所を利用するのではないか。一部の行政機関では、専門家に相談できない経済的弱者、高齢者等のために、ホットラインを設定して電話相談を実施している。裁判所も以上のような点から対応を考えてみてはどうか。
- 裁判所でも手続教示の説明は、窓口でも電話でも対応させていただいている。ただし、公平・公正な判断機関である裁判所は、相談時点において結論的な回答はできないという限界がある。どうしても結論的な回答を求められる方に対しては、例えば「法テラス」の利用を説明したりしている。
- 「身近な裁判所～もっと裁判所を知っていただくために～」という観点からは、法意識の向上、すなわち子供時代からの法教育が大切だと思う。県等の教育委員会に対し、もっと裁判所のPRを行ってはどうか。
- 裁判所から教育委員会に対し、特にPR活動は行っていないが、ホームページに見学等の申込み方法等を掲載している。小、中、高校からの法廷見学、説明会等の依頼が相当数あり、できる限り対応させていただいている状況である。

(5) 次回意見交換のテーマ

「被害者参加制度について」

(6) 次回期日

平成23年1月24日（月）午後1時30分から午後3時30分